

社団法人 大津青年会議所 定款

第1章 総 則

第1条 (名 称)

この法人は、社団法人大津青年会議所(Otsu Junior Chamber, Inc) と称する。

第2条 (事務所)

この法人は、事務所を滋賀県大津市中央一丁目8番13号に置く。

第3条 (目 的)

この法人は、地域社会および国家の発展をはかり、会員の連けいと指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

第4条 (運営の原則)

この法人は、特定の個人または法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 この法人は、これを特定の政党のために利用しない。

第5条 (事 業)

この法人は、その目的達成のための次の事業を行う。

- (1) 政治、経済、社会、文化等に関する調査研究およびその向上に資する計画の立案と実現を推進する事業。
- (2) 指導力啓発の知識ならびに教養の習得と向上および能力の開発を利する事業。
- (3) 国際青年会議所、社団法人日本青年会議所および国内、国外の青年会議所ならびにその他の諸団体と提携し、相互の理解と親善を推進する事業。
- (4) その他本会議所の目的達成に必要な事業。

第6条 (事業年度)

この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終る。

第2章 会 員

第7条 (会 員)

この法人の会員は大津市およびその近郊に住所または勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認されたものを会員とする。ただし年度中に40歳に達した場合、その年度内は会員としての資格を有する。

2 すでに他の青年会議所の会員であるものは、この法人の会員となることができない。

第8条 (会員の権利)

会員は、この法人の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

第9条 (会員の義務)

この法人の会員は、定款その他の規定を遵守し、この法人の目的達成に必要な義務を負う。

第10条（会費等の納入義務）

会員は、入会に際して入会金を納入し、毎年定められた会費を所定期日までに納入しなければならない。ただし、入会金および会費は別に定める。

第11条（休 会）

やむを得ぬ事由により長期間出席できない会員は、理事会の承認を得て、休会することができる。ただし休会中の会費は、これを免除しない。

第12条（会員資格の喪失）

この法人の会員は、次の事由によりその資格を失う。

- (1) 退 会
- (2) 死亡または解散
- (3) 破産または後見開始もしくは保佐開始の審判
- (4) 除 名

第13条（退 会）

この法人を退会しようとする会員は、その年度の会費を納入して、退会届を提出しなければならない。

第14条（除 名）

会員が次の各号の一つに該当するときは、総会の決議により、これを除名することができる。

- (1) この法人の目的遂行に反する行為のあるとき。
- (2) この法人の秩序を乱す行為のあるとき。
- (3) 会費納入の義務を履行しないとき。
- (4) その他会員として適当でないと認められるとき。

第3章 総 会

第15条（総会の構成）

この法人の総会は、会員をもって構成する。

第16条（総会の種類）

この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

第17条（総会の招集）

通常総会は、毎年1月および11月に理事長が招集する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に理事長が招集する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事会が招集の必要を決議したとき。
- (3) 5分の1以上の会員より、会議に付すべき事項を示した書面で招集の請求があったとき。

- 3 前項第3号に規定する総会は、その請求を受取った日より30日以内に招集の手続きをしなければならない。
- 4 第2項に定めるもののほか、監事は総会招集の必要を認めるときは、これを招集することができる。
- 5 総会を招集するには、会議の目的たる事項ならびに日時場所を記載した書面をもって、会日の10日前までに通知を発しなければならない。

第18条（総会の議長）

総会の議長は、理事長または会員の内理事長の指名した者がこれに当たる。ただし前条第2項第3号に基づき臨時総会を開催した場合は、出席会員のうちからこれを選任する。

第19条（総会の決議）

総会は会員数の2分の1以上の会員の出席により成立し、その議事は、本定款に別に定めるもののほか、出席会員の過半数をもってこれを議決する。

- 2 やむを得ない理由により、総会に出席できない会員は、他の会員を代理として表決を委任することができる。この場合において前項の規定の適用については出席したものとみなす。

第20条（表決権）

会員は、総会における各1個の表決権を有する。

第21条（総会の決議事項）

次の事項は総会の議を経なければならない。

- (1) 定款の変更。
- (2) 事業計画および収支予算の決定ならびに変更。
- (3) 事業報告および会計報告の承認。
- (4) 役員を選任および解任。
- (5) 入会金および会費の額の決定。
- (6) この法人の解散。
- (7) 解散の場合の会費の徴収、清算人の選任および残余財産の処分方法の決定。
- (8) 規定、規約の制定、変更および廃止。
- (9) その他特に重要な事項。

第22条（総会の特別決議）

第21条第1号および第6号に掲げる事項を総会で議決するには、出席会員の3分の2以上の多数によらなければならない。

- 2 前項の議事に関する総会招集の通知には、付議事項の内容および提案の理由を記載しなければならない。

第23条（総会の決議事項の通知）

理事長は、総会の終了後、遅滞なく、その決議事項を会員に書面で通知しなければならない。

第24条（総会の議事録）

総会の議事については、議事録を作成しなければならない。議事録には議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長および出席した会員2名が署名押印しなければならない。

第4章 役員

第25条（役員の種類および数）

この法人の役員は次の通りとする。

- (1) 理事長 1名
 - (2) 直前理事長 1名
 - (3) 副理事長 1名以上5名以内
 - (4) 専務理事 1名
 - (5) 室長 1名以上5名以内
 - (6) 理事 15名以上30名以内（理事長、副理事長、専務理事および室長を含む）
 - (7) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事長、副理事長、専務理事および理事をもって民法上の理事とし、監事をもって民法上の監事とする。
- 3 監事は他の役員を兼務し、または委員会の構成員となることができない。

第26条（役員資格および任免）

役員はこの法人の会員であることを要し、総会において選任および解任される。ただし、直前理事長はこの限りでない。

- 2 役員を選任方法については、別に定める。

第27条（役員任期）

役員任期は、毎年1月1日より同年12月31日までとする。ただし、理事長以外は再任を妨げない。

- 2 期のなかばに選任された役員任期は、その期の末までとする。
- 3 本定款に定めた役員員数を欠く場合には、任期満了または辞任により退任した役員は、後任者の就任するまでその職務を行うものとする。

第28条（役員職務）

理事長は、この法人を代表し、所務を総理する。

- 2 直前理事長は、理事長経験を生かし、所務について必要な補助をする。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して所務をつかさどり、理事長事故あるときはその職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長および副理事長を補佐し、所務をつかさどり、かつ事務局を総括する。
- 5 室長は、室の所務を総括する。

- 6 理事は、理事長および副理事長を補佐し、所務を分掌する。
- 7 監事は、業務の執行および会計の状況を監査する。

第5章 理事会

第29条（理事会の構成）

この法人の理事会は理事長、副理事長、専務理事、室長および理事をもって構成する。

- 2 直前理事長および監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

第30条（理事会の招集）

理事会は毎月1回以上理事長がこれを招集する。

- 2 理事会構成員の2分の1以上が必要と認めたときは、書面により会議の目的たる事項を示し、理事会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、前項の場合には請求のあった日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

第31条（理事会の議長）

理事会の議長は、理事長または理事長の指名したものがこれにあたる。

第32条（理事会の決議）

理事会は、その構成員の2分の1以上の出席により成立し、その決議は出席構成員の過半数をもってこれをなす。可否同数のときは、議長がこれを決す。

ただし、総会において特別決議を要する事項についての決議は、出席構成員の3分の2以上の多数をもってこれをなす。

第33条（理事会の決議事項）

理事会は次の事項を審議処理する。

- (1) 総会に提出する議案。
- (2) 総会から委託された議案。
- (3) 諸規則の制定および改廃。
- (4) その他業務執行に必要な事項。

第34条（理事会の議事録）

理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長および出席した理事2名が署名押印しなければならない。

第6章 例会および委員会

第35条（例会）

この法人の例会は、社団法人天津青年会議所運営規定の定めるところによる。

- 2 例会の運営については、理事会の決議により定める。

第36条（室および委員会の設置）

この法人は、その目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、または実施するために理事会の決議を経て委員会を設置する。

- 2 前項の委員会は、その性格、内容等に応じ、原則として室に分別される。
- 3 室長は、理事長が理事会の承認を経て委嘱する。

第37条（委員会の構成）

委員会は、委員長1人および副委員長若干名と委員をもって構成する。

- 2 委員長は、理事長が理事会の承認を経て委嘱し、副委員長および委員は会員のうちから委員長が理事会の承認を経て任命する。
- 3 会員は、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事、室長、事務局長、事務局次長および監事を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

第7章 会 計

第38条 この法人の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終る。

第39条（収 支）

この法人の資産は、入会金、会費その他の収入をもって構成する。

- 2 この法人の経費は、資産をもってこれにあてる。

第40条（会計区分）

この法人の会計は、各事業年度毎に一般会計のほか、特別の目的のために特別会計を設けることができる。

- 2 一般会計は、通常の事業遂行に関する収支を経理する。
- 3 特別会計は、一般会計で処理するに不相当と認められる大規模もしくは特別な事業に関する収支を事業別に経理する。
- 4 基本金は、基本金となるべき収支により積立てられた基本財産の額をいう。

第41条（資産の団体性）

この法人の会員は、その資格を喪失するに際し、この法人の資産に対し、いかなる請求をもすることができない。

第8章 管 理

第42条（定款等の備置）

理事長は、定款その他諸規則、会員名簿ならびに総会および理事会の議事録を常に事務所に備え置かねばならない。

第43条（報告書類の提出）

理事長は、在任年度終了後、すみやかにその任期中の年度にかかる次の各号に掲げる書類を作成し、当該年度の監事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 会計報告書（収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録）

- 2 前項に規定する書類の提出は、当該年度終了後最初に開かれる通常総会の会日の1週間前までにしなければならない。
- 3 第1項の書類の交付を受けた監事は、厳正なる監査を行い、その通常総会の前日までに意見書を作成し、当該理事長に提出しなければならない。
- 4 当該理事長は、前項の意見書を添えて第1項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

第44条（報告書類の備置）

理事長は、前条第1項に規定する書類をその通常総会の会日の1週間前までに事務所に備え置かなければならない。

第45条（書類の閲覧）

会員は、第42条および前条の書類をいつでも閲覧することができる。

- 2 理事長は、正当な理由なくして前項の閲覧を拒むことができない。

第46条（提出）

理事長は、通常総会終了後遅滞なく、第43条第1項の書類を社団法人日本青年会議所に提出しなければならない。

第47条（事務局）

この法人は、その事務を処理するため、事務所の所在地に事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長を1人置く。
- 3 事務局長は、理事長の命を受け事務局を管理する。
- 4 事務局長は、理事会の議を経て理事長が任命する。
- 5 理事長は、事務局長を補佐するために理事会の承認を経て、事務局次長若干名を置くことができる。
- 6 事務局次長は、理事会の議を経て理事長が任命する。
- 7 前各号のほか、事務局に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

第9章 解 散

第48条（解散事由）

この法人は、次の事由により解散する。

- (1) 法人の目的たる事業の完了またはその成功の不能。
- (2) 破 産
- (3) 総会の決議
- (4) 会員の欠亡

第49条（残余財産の処分）

この法人の解散のときに存する残余財産は、総会の議を経てこの法人と類似の目的をもつ公益法人その他の団体に帰属させる。

第50条（清算人）

この法人の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

2 清算人は、就任の日から6ヶ月以内に精算事務を処理し、総会の承認を得なければならない。

第51条（解散後の会費の徴収）

この法人は、解散後においても清算終了の日までは総会の議を経て、その債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第10章 雑 則

第52条（定款変更の届出）

この法人の定款の変更があった場合には、変更部分を明示して、すみやかに主管官庁の認可を得、社団法人日本青年会議所に届け出なければならない。

第53条（施行規則等）

この法人は、本定款の運用を円滑にするため、本定款に別に定めあるもののほか、理事会の議を経て、施行に関する規則等を定める。

附 則

1. この法人の設立当初の役員は、第25条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第27条第1項の規定にかかわらず、昭和49年12月31日までとする。
2. この法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、第21条第1項ならびに第33条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
3. この法人の設立当初の会計年度は、第38条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から昭和49年12月31日までとする。

本定款は昭和49年11月20日から施行する。

昭和53年9月18日一部変更

昭和62年12月26日一部変更

平成6年11月29日一部変更総会決議

平成10年11月27日一部変更総会決議

平成12年11月27日一部変更総会決議

平成19年1月30日一部変更総会決議

平成20年1月30日一部変更総会決議